

平成 23 年 4 月 6 日
関東東北産業保安監督部保安課

東北地方太平洋沖地震により発生した都市ガス事故の報告 に関する取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東北地方太平洋沖地震による被害は甚大であり、特に大津波に襲われた太平洋沿岸部においては、多くの住居が流されるなどの被害が発生しています。

そのため、ガス事業法第 46 条、同法施行規則第 112 条に基づく都市ガス事故の報告については、下記のとおり運用します。

記

平成 23 年東北地方太平洋沖地震は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年 6 月 14 日法律第 85 号)」第 2 号に規定される「特定非常災害」に指定されたため、平成 23 年 6 月 30 日までの間は、同法第 4 条の規定により法律の期限内に義務が履行されなかったとしても免責されることになる。

この規定を準用し、当該地震により被災した事業者が報告する速報ならびに詳報の提出期限を平成 23 年 6 月 30 日まで延長する。

- ・ 災害救助法適用市町村

→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

課長：天野^{あまの}

担当：藤橋^{ふじはし}、山本^{やまもと}

電話：048-600-0416 (ダイヤルイン)